

令和5年11月28日
令和5年度第4回成年後見制度利用促進協議会

日常生活自立支援事業からのスムーズな移行について

○日常生活自立支援事業の概要

判断能力が十分ではない人が地域において自立した生活を送れるように、福祉サービスの利用に関する援助、利用料の支払い等に伴う預金の払戻し、通帳等の保管等を行う。実施主体は千葉県社会福祉協議会であり、松戸市社会福祉協議会に業務が委託されている。

専門員…社会福祉協議会職員。支援計画の策定、利用契約の締結、支援や調整を行う。
専門員数5名うち2名は生活支援員を兼任(令和5年9月末時点)。

生活支援員…登録した地域住民の方。専門員の指示により利用者のもとに訪問して援助。
登録者数 113 名。現任者(活動している方)37 名(令和5年9月末時点)。

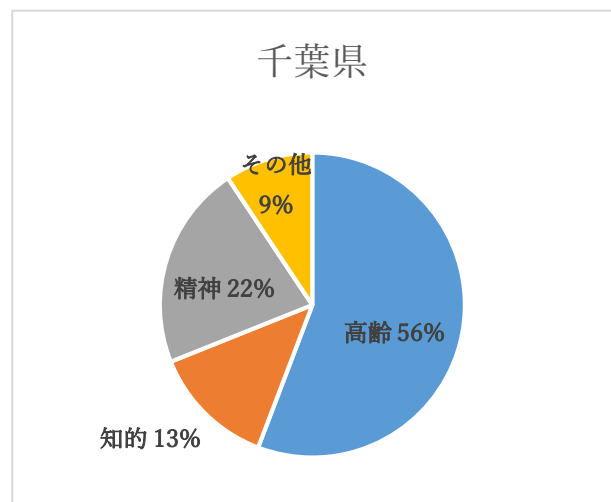
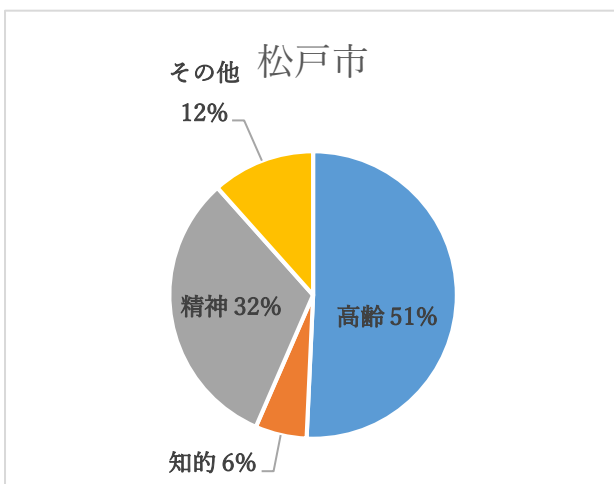
利用料…年会費 3,600 円
支援 1 時間 30 分未満 1,000円
支援 1 時間 30 分以上 2 時間未満1,500円 以降30分ごとに500円加算
財産保全 年間 3,000 円(通帳・実印等を金融機関の貸金庫に保管)
※生活保護世帯は利用料無料

○現状

〈契約者(利用者)数〉令和5年9月末時点

	高齢	知的	精神	その他	合計
松戸市	35	4	22	8	69
千葉県	925	218	360	155	1658

うち47名が生活保護受給者



〈解約者数〉

	解約者数	うち後見等へ移行
令和2年度	13	2
令和3年度	15	3
令和4年度	28	11
令和5年9月末時点	11	4

○契約から解約までの流れ

資料1 別紙 参照

○困難ケースへの対応方法

- ・定例会議で困難ケースの検討を行う。困難ケースは全体の2割程度で、定例会議でも難航する場合は処遇検討委員会に諮る。
- ・後見等への移行にあたっては、専門員が本人や支援者から意向を確認し、地域包括支援センターや基幹相談支援センターにつなぐことが多い。

○課題

- ①後見等へ移行するかの判断に迷う。
- ②ケース会議で後見等へ移行する方向性が決まっても、手続きを進めるのが誰か、主軸が決まらないと移行までに時間を要する。